令和８年度 臓器移植実施体制推進支援事業公募要項

院内体制が整わないことを理由とした移植実施施設の移植辞退が明らかになっており、その大きな要因として、多臓器の移植に対応し、多数の移植手術を実施する移植実施施設の負担が大きいこと等が挙げられる。

本事業では、そのような施設が質の高い移植をより多く実施できるよう、移植実施施設が相互に支援できる体制の構築、移植外科医以外の人材が移植医療に係る業務をより実施できるよう支援することや、地域の医療機関と連携して臓器移植に係る業務を実施することができるよう支援することで、国内における移植実施体制の強化を図ることを目的とする。

なお、臓器移植実施体制推進支援事業の実施に当たっては、「臓器移植対策事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）及び「臓器移植実施体制推進支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、本公募要項に定めるところによるものとする。

１．対象施設

「「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針」（平成９年 10 月８日健医発第 1329 号厚生省保健医療局長通知別紙）の第 11 の１に規定する移植実施施設であって、専門家・有識者等の第三者により構成される「臓器移植実施体制推進支援事業選定・評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）による意見を踏まえ、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室長が認定した移植実施推進施設（以下単に「移植実施推進施設」という。）とする。

２．事業内容

採択された施設は、実施要綱の３において定める事業を行う。ただし、臓器摘出の支援が行える体制がない等の理由がある場合は、実施要綱３（１）の事業は実施しないこととしても差し支えない。

３．実施期間、助成金額、事業実績報告

（１）実施期間

採択の決定日から令和９年３月 31 日までの期間。

（２）補助金

令和８年度においては、別に定める交付要綱に基づき、採択された施設に

対し助成を行う。実施要綱の３において定める事業の内容の項目ごとの上限額は以下に記載するとおりとするため、基本的には上限額内で申請すること。申請受理後、各移植実施施設における臓器移植の実績（脳死下及び心停止後における移植実施件数や各施設における移植待機患者数等）や、各施設の事業内容に関して有識者会議による意見も踏まえた評価を行い、当該評価の結果を踏まえ交付額を調整する可能性がある。評価の観点は以下のとおり。

対象経費については、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、雑役務費並びに委託費とする。

①実施要綱３（１）の事業における上限額及び評価の観点

実施要綱３（１）①から③の事業内容に応じて、原則2,500万円を上限に補助を行う。なお、事業内容の評価に関しては、他の移植実施施設に対する臓器摘出支援の実施予定（摘出実施臓器、摘出を代行する都道府県数や予想される摘出手術数）や、有識者会議の意見も踏まえて実施要綱３（１）②及び③の事業内容が実施要綱の趣旨に沿って確実に行われる予定となっているかの観点から評価を行う。

②実施要綱３（２）から（４）の事業における上限額及び評価の観点

実施要綱３（２）から（４）の事業全体について、内容に応じて、原則4,500万円を上限として補助を行う。なお、有識者会議の意見も踏まえて、実施要綱３（２）から（４）の事業内容が実施要綱の趣旨に沿って確実に実施されるか、また事業内容が移植実施施設の体制強化に資するものとなっているか等の観点から評価を行う。

（３）事業計画

事業を円滑に実施するため、臓器移植実施体制推進支援事業に申請する施設は、事業内容の詳細な実施計画書を厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室（以下「移植医療対策推進室」という。）に提出することとする。

（４）事業実績報告

採択された施設は、事業実施年度内の指定された期日までに移植医療対策推進室に対して事業実績報告を行うこととする。また、移植医療対策推進室から採択された施設に対し、必要に応じて事業実績の詳細な報告を求めることがある。なお、補助金に係る事業実績報告書については、別に定める交付要綱に基づき、別途提出することとする。

４．対象施設の選定方法

（１）審査方法・手順

実施事業者の採択については、移植医療対策推進室において、別紙に記載の【施設要件】【事業実施体制要件】【事業実施要件】を満たしているかを確認した後、有識者会議による意見を踏まえ、事業計画書等の内容を評価する。評価に当たっては書面評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果をもとに実施事業者を採択する。

（２）審査結果の通知等

審査の結果については、最終審査が終了次第、速やかに申請者に対して通知する。

５．申請

申請に当たっては、以下の事項を確認の上、別添の「臓器移植実施体制推進支援事業申請書」を作成し、提出すること。

（１）提出方法

①申請書類については、原則、電子メールにて提出期限までに提出すること。メールの件名は、「【○○（医療機関名）】令和８年度　臓器移植実施体制推進支援事業の申請書類について」とすること。なお、公印が押された文書に関してもスキャンデータの送付で差し支えない。

②やむを得ない場合は、事前に移植医療対策推進室へ連絡の上、直接持ち込みや郵送による提出でも差し支えない。なお、郵送の場合は、申請書類を封入した封書等の表に朱書きにて、「令和８年度臓器移植実施体制推進支援事業申請書類在中」と明記すること。

③締切を過ぎてからの提出は認めない。

④原則、提出書類の修正・差替え等は認めない。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

⑤提出書類については返却しない。

（２）留意事項

①提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこともあるので、留意すること。

②申請は、個人ではなく機関（病院）として行うこと。

③同一法人内の複数機関においては、自ら調整し、１機関が代表して申請すること。

④厚生労働省の他の国庫補助を受けている施設は、他の事業において同一事項の活動を重複して実施することがないように留意すること。また、事業間の予算の流用は認めない。

（３）提出先

メールアドレス：ishoku-zissi-shienzigyou@mhlw.go.jp

郵送：〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎５号館
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室

６．提出期限

令和８年９月４日（金）厳守（郵送の場合は期日必着とする）

７．選定に係るスケジュール（予定）

・９月４日　公募締切
・９月上旬　書面審査（審査後、ヒアリング実施の有無を通知予定）
・９月中旬　事業評価委員会・必要に応じてヒアリング審査
・ヒアリング後速やかに採択又は不採択の内示
・交付決定通知の送付

８．問合せ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎５号館
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室
TEL：03-5253-1111
メールアドレス：ishoku-zissi-shienzigyou@mhlw.go.jp
問合せ受付時間：平日午前 10 時～12 時、午後１時～５時

（別紙）

臓器移植実施体制推進支援事業の移植実施推進施設に求められる要件

【施設要件】

（成人の移植実施推進施設）

○胸部臓器（心臓、肺）及び腹部臓器（肝臓、膵臓、腎臓）のうち、少なくとも３臓器以上の移植を実施する移植実施施設であること。

○脳死した者の身体から摘出された眼球を除く臓器の移植を５年間（令和３年度～令和７年度）で 30 件以上実施している移植実施施設であること。

○当該施設から臓器あっせん機関に登録されている脳死下又は心停止後の臓器移植を待機している患者が申請日の属する月の１日時点で 100 名以上いること。

○実施要綱３（１）の事業を実施する場合において、胸部（心臓、肺）領域に関して事業を実施する場合は、いずれかの臓器移植を実施する移植実施施設であること。また、腹部（肝臓、膵臓、腎臓）領域に関して事業を実施する場合は、いずれかの臓器移植を実施する移植実施施設であること。

○集中治療科専門医に関して、通常の医療を行った上で臓器移植を実施するために必要な数を配置していること。

○土日祝日であっても、移植手術の遂行に必要な数の麻酔科医及び手術室看護師を配置していること。

○外科医に関して、通常の医療を行った上で、臓器移植を実施するために必要な数を配置していること。

○臓器移植の経験が豊富な移植認定医を一定数以上配置していること。

○脳死下又は心停止後の臓器移植を実施する際の手術室調整に関する対応方針を定めていること。

○過去３年間（令和５年度～令和７年度）で、自施設に所属する職員が筆頭著者であり、生体移植も含めた臓器移植に関する査読あり論文を一定数以上出していること。（ただし、商業誌等は除く。）

○移植医療に関わる職員の増員及び処遇改善に係る取組について、検討を行っていること。

（小児の移植実施推進施設）

○小児移植患者のために特化した移植実施施設であること。また、小児移植患者に適切に対応するための体制（例：チャイルドライフスペシャリストの配置等、成長を見据えた説明・教育等の配慮）が整備されていること。

○胸部臓器（心臓、肺）及び腹部臓器（肝臓、膵臓、腎臓）のうち、少なくとも３臓器以上の移植を実施する移植実施施設であること。
○脳死した者の身体から摘出された眼球を除く臓器の移植を５年間（令和３年度～令和７年度）で 30 件以上実施している移植実施施設であること。
○実施要綱３（１）の事業を実施する場合において、胸部（心臓、肺）領域に関して事業を実施する場合は、いずれかの臓器移植を実施する移植実施施設であること。また、腹部（肝臓、膵臓、腎臓）領域に関して事業を実施する場合は、いずれかの臓器移植を実施する移植実施施設であること。
○集中治療科専門医に関して、通常の医療を行った上で臓器移植を実施するために必要な数を配置していること。
○土日祝日であっても、移植手術の遂行に必要な数の麻酔科医及び手術室看護師を配置していること。
○外科医に関して、通常の医療を行った上で、臓器移植を実施するために必要な数を配置していること。
○臓器移植の経験が豊富な移植認定医を一定数以上配置していること。
○脳死下又は心停止後の臓器移植を実施する際の手術室調整に関する対応方針を定めていること。
○過去３年間（令和５年度～令和７年度）で、自施設に所属する職員が筆頭著者であり、生体移植も含めた臓器移植に関する査読あり論文を一定数以上出していること。（ただし、商業誌等は除く。）
○小児の移植後患者に対して心理・社会的側面も含めた支援を生涯にわたって実施していること。
○移植医療に関わる職員の増員及び処遇改善に係る取組について、検討を行っていること。

【事業実施体制要件】
○実施要綱の３において定める事業の実施や臓器移植の実施に当たっての自施設内の関係部署との調整に係る業務を担う部署（以下「事業実施担当部署」という。）を設置すること。なお、自施設における既存の部署が当該業務を担うこととしても差し支えない。

（実施要綱３（１）の事業を実施する場合）
○事業実施担当部署に認定レシピエント移植コーディネーターを２名以上専従で配置すること。
○近隣の臓器提供施設で臓器提供事例が発生した際に、当該事例に対して臓器摘出の支援が行えるよう、必要に応じて他の移植実施施設とも協力し、臓器

提供者が出た際に臓器摘出を行うチーム（以下「臓器摘出チーム」という。）を派遣すること。なお、その際には、臓器ごとに臓器摘出チームを派遣するのではなく、胸部（心臓、肺）及び腹部（肝臓、膵臓、腎臓、小腸）ごとに、臓器横断的に臓器の摘出支援を行うことを前提にチーム構成等を検討すること。ただし、胸部（心臓、肺）に関しては採択決定後すぐに運用を開始できなくても差し支えなく、その場合には派遣可能となる時期を明確にすること。

○臓器摘出チームを派遣する地域は都道府県単位で設定し、公益社団法人日本臓器移植ネットワークをはじめとした臓器あっせん機関（当該都道府県を管轄するドナー関連業務法人を含む。眼球のあっせん機関は除く。）に対して連絡しておくこと。

（実施要綱３（２）から（４）の事業を実施する場合）

○事業実施担当部署に移植内科医を１名以上配置すること。

○事業実施担当部署に認定レシピエント移植コーディネーターを１名以上専任で配置すること。（実施要綱３（１）の事業における認定レシピエント移植コーディネーターが兼任してもよい。）

【事業実施要件】

○実施要綱３（２）から（４）の事業は必ず実施すること。

○実施要綱３（１）の事業に関しても実施する必要があるが、体制不備等やむを得ず実施できない場合にはこの限りではない。なお、実施できない場合は、理由書等を記載の上、提出すること。

以上